2011.4.5

協約締結権回復などの「全体像」について（声明）

全日本教職員組合(全教)
中央執行委員会

公務員制度改革推進本部は 4 月 5 日、「国家公務員制度改革基本法に基づく改革の『全体像』について」（以下、全体像）を本部決定し、全労連公務員制度改革闘争本部（以下、闘争本部）に対して提示しました。

この間の経過を振り返ると、2009 年 12 月 15 日に労使制度検討委員会「最終報告」が公表されてから、十分な交渉・協議がもたれないまま、昨年末に「素案」が発表され、今回の全体像の決定に至りました。「素案」発表以降、２ヵ月余りの間にたった一度のパブリックコメントを実施しただけで最終的な取りまとめをおこなった経過は、最終段階において闘争本部との数回の交渉が持たれたとはいえ、拙速と言わざるをえません。

以下に、全体像に対する全教の基本的立場を示します。

１．全教は、一貫して、憲法原則に立つ基本的人権としての労働基本権、そしてＩＬＯ条約や「教員の地位に関する勧告」などの国際基準に則った労働基本権の全面的な回復を求めてとりくみをすすめてきました。

２．公務員の労働基本権回復の課題は、「公務員制度改革」の課題として 10 年余りの長い期間、浮上しては消えてきたものです。その点で、今回、協約締結権の回復にむけた全体像が示されたことは、その内容に不十分さがあるものの、この間の私たちの運動を反映しており、教職員にとっての労働基本権をめぐる転換点として受け止めるものです。

３．全教は、2009 年度から、いち早く常任弁護団とともにプロジェクトを立ち上げ意見書を公表するとともに、「素案」発表前には、推進本部事務局に対して教職員の労働基本権の全面回復を求める要請をおこないました。さらに、2010 年度には全国でブロック学習会を実施し、労働基本権回復をめざす積極的な職場からのとりくみを提起してきました。全国 10 ヵ所でおこなわれたブロック学習会には、1115 名の組合員が参加し、たたかいへの確信を深めてきました。同時に、各組織において独自に開催された学習会も 19 ヵ所を数え、ブロック学習会と合わせると 2000 名を超える組合員が参加しました。

こうしたとりくみと並行して、この間すすめてきた闘争本部としての交渉・協議を通して、①職員団体制度から労働組合になり、非常勤教職員等とも同一労働組合の結成ができるようになったこと、②団体協約締結権が制度化されたこと、③団体交渉事項が明確になったこと、④交渉拒否などの不当労働行為が禁止されたこと、⑤あっせん、調停、仲裁が制度化されたことなど、いくつもの前進をかちとってきました。とりわけ、労使制度検討委員会「最終報告」の中に残されていた「排他的交渉代表制」を制度化させなかった点は、憲法原則からみて当然の

こととはいえ、たたかいの成果です。

４．しかし、全体像の内容には多くの問題があることを指摘しなければなりません。

第１に、闘争本部として、一貫して主張してきたように、回復されるべきは憲法と国際基準に則った基本的人権としての労働基本権であり、全体像が示した「自律的労使関係制度」という曖昧なものではありません。しかも政府には「自律的」な制度により、公務員総人件費２割削減をすすめようとする思惑が見え隠れしており、本末転倒の議論と言わざるをえません。

第２に、労働基本権回復について、昨年秋以降、争議権を含めた検討の姿勢を示しつつ、全体像では、協約締結権の回復にとどまる提案となっています。少なくとも、争議権について時間をあけることなく検討を継続する立場を明確にすべきです。

第３に、２月以降、闘争本部の一員として全教が主張してきた諸点からみても不十分なものです。たとえば、労働組合の事前承認制度、管理運営事項の取り扱い、在籍専従期間の上限規制、賃金決定原則と民間賃金調査のあり方、協約締結事項にかかわる内閣の事前承認問題、仲裁制度における一方当事者による開始、人事公正委員会の位置付けと機能などにかかわる問題です。

これらについては、ひきつづき法案化および国会審議の段階において改善を求めて奮闘するものです。

５．公務員制度改革推進本部は、今後「できる限り早期の関連法案策定をめざす」としています。全体像で示されたスケジュールですすむなら、2012 年度中には人事院が廃止されることになります。しかし、地方公務員・教職員の問題については、総務省の課題とされ、現時点において何らの具体化もすすんでいません。

全教としては、1 月 18 日に文部科学省との協議を実施しましたが、席上、文科省は「校長や地教委、都道府県教委は様々な権限を有しており、それぞれの職種に応じた制度設計があると思う」と回答しています。教育と教職員をめぐっては、総務省だけでは対応できない課題があります。特に校長や地教委（義務制・服務監督権者）、都道府県教委（任命権者）との関係や、財政権限が知事にあるなかで、団体交渉事項に対応した「責任ある使用者」をどう整理していくかなどの課題があります。

全教は闘争本部に結集し、地方公務員・教職員の制度設計について、できるだけ早期に実質的な交渉にはいれるよう努力しつつ、憲法と国際基準に則った労働基本権の回復をめざして、組織拡大強化の課題と一体に全力をつくすものです。

以上